

東京圏 **移住** → 米子市

ビジネス人材移住支援金

二人以上世帯

100万円

18歳未満のご家族がいる場合には、さらに支援金を追加！

単身

60万円



東京圏から米子市に移住して就職または起業等された方に、移住支援金を交付します。 ※各種条件がありますので、裏面をご覧ください。

支援金交付までの流れ

【申請期限】 住民票の異動後1年以内
『就職』『テレワーク』『起業』全ての場合に該当

住民票の異動日

就職の場合

移住（住民票の異動）

とっとりビジネス人材・求人紹介サイトの対象求人に応募

プロフェッショナル人材または先導的人材マッチング事業を利用

内定

就職

【申請可能時期】
移住後3か月以上かつ
就職後3か月以上

審査

支援金の申請

支援金の支給

テレワークの場合

移住（住民票の異動）

移住元での業務をテレワークで継続

【申請開始時期】
移住後3か月以上

起業の場合

移住（住民票の異動）

鳥取県地域課題解決型
起業支援補助金等に申請

交付決定

【申請開始時期】
移住後3か月以上

【申請期限】 交付決定後1年以内

※ 「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の一部の区域のうち、条件不利地域を除いた地域です。

※ 5年以内に米子市から転出された場合など、支給した移住支援金の全額または半額を返還していただく場合があります。

※ 予算の都合上、年度途中で受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

移住支援金の対象かどうかチェック!

※このチェックフローは簡易版であり、支給対象であることを保証するものではありません。

住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上

- ①東京23区内に住んでいる。
- または
- ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤している。

Yes



住民票を移す直前に、連続して1年以上

- ①東京23区内に住んでいる。
- または
- ②東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤している。

Yes



次の①～④のいずれかにあてはまる

【就職による移住】

- ①「とっとりビジネス人材・求人紹介サイト」に掲載された求人に応募し、3か月以上就業している。
- ②プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して3か月以上就業している。

【テレワークによる移住】

- ③本人の意思により米子市に移住し、移住元での業務を引き続きテレワークで実施している。

【起業による移住】

- ④「鳥取県地域課題解決型起業支援補助金」等の交付決定を受けて1年以内である。

Yes



申請日から5年以上継続して米子市に居住する意思がある。

Yes



米子市への転入時に単身であった。

Yes



移住支援金として**60万円**
受給できる可能性があります!

No

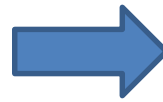


移住支援金として**100万円**
受給できる可能性があります!

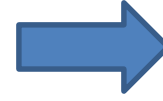


18歳未満のご家族と一緒に転入された場合、18歳未満の方一人につき**100万円**が加算されます(R5.4月以降転入者)

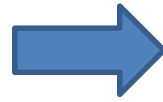
No



No



No



No



受給対象外

申請方法

申請書類を、米子市役所まちづくり企画課に提出または郵送してください。

※申請をされる前に、米子市まちづくり企画課までご相談ください。

※申請書類については、米子市HPをご覧ください。

外部リンク

■とっとりビジネス人材・求人紹介サイト
(<https://www.tottori-job.jp/>)



■鳥取県地域課題解決型起業支援補助金
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/269488.htm>)



【お問合せ先】

米子市まちづくり企画課

米子市加茂町一丁目1番地 (市役所本庁舎4階)

TEL : 0859-23-5359 FAX : 0859-23-5392

詳細は米子市HPをチェック →
(<https://www.city.yonago.lg.jp/26856.htm>)

